

令和 年 月 日

呉市立昭和中学校長 様

保護者氏名

⑩

生徒旅客運賃割引証発行願

学年	組	生徒氏名	生年月日	年齢
			年 月 日	才
住 所				
生徒証明書番号		第 号		
乗車船区間		往 駅 ～ 駅		
		復 駅 ～ 駅		
旅行期間		自 年 月 日 ～ 至 年 月 日		
使用目的		(1～7のあてはまるものに○印) 1 休暇, 所用による帰省 2 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験などの正課の教育活動 3 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動 4 就職又は進学のための受験等 5 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加 6 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理 7 保護者の旅行への随行		
学割必要枚数		枚		

JR「学校学生生徒旅客運賃割引証」の申請について

学生等の旅客運賃割引制度は、旅客営業規則、学校及び救護施設指定取扱規則によって、その取扱いを定めています。

つぎのことについてご理解いただき、学校学生生徒旅客運賃割引証(以降は学割証)の交付申請される場合は、担任(又は教頭及び事務)へお申し出ください。「生徒旅客運賃割引証発行願」(以降は「発行願」)をお渡ししますので、記入・押印後、担任(又は教頭及び事務)へご提出ください。

1 学割証の発行基準

- ①指定学校に在籍する中学生であること。
- ②JR(旅客鉄道会社)を利用する区間が片道101キロ以上であること。
- ③旅行目的は、原則として次のア～キに該当するものであること。
 - ア 休暇、所用による帰省
 - イ 実験実習並びに通信による教育を行う学校の面接授業及び試験等の正課の教育活動
 - ウ 学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
 - エ 就職又は進学のための受験等
 - オ 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
 - カ 傷病の治療、その他修学上支障となる問題の処理
 - キ 保護者の旅行への随行

2 学割証及び乗車券について

- ①学割証1枚につき1人1回に限り、普通旅客運賃の割引を受けることができます。
- ②JR(旅客鉄道会社)の鉄道・航路とも、大人普通旅客運賃の2割引です。
- ③旅行の日程が、乗車券の有効期間内であれば往復乗車券を購入してください。

片道乗車券の有効期間

200≒400≒600≒800≒1000キロまで

2日 3日 4日 5日 6日

※往復乗車券の有効期間は片道乗車券の2倍です。周遊きっぷも購入できます。

- ④学割証は発行日より3ヶ月有効です。

ただし、3年生は卒業年の3月31日までとなります。

3 利用上の注意事項

- ①割引乗車券を購入する際には生徒証明書の提示を求められることがあります。
- ②割引乗車券等の使用は、学生本人が学生証を携帯している場合に限り有効です。旅行中は生徒証明書を携帯してください。他人への譲渡はできません。
- ③学割証を紛失した場合は、学校へ連絡してください。学割証を使用しなかった場合は、学校へ返納をお願いします。